

下 関 短 期 大 学 学 則

第1章 目的及び使命

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うとともに専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを基本目的とし、併せて教育理念である「温雅・礼節」の訓を具現できる人間性豊かな人材を養成することを使命とする。

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表するものとする。

2 本学は、教育研究の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証機関による認証評価を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価を行うにあたって必要な事項は、別に定める。

第1条の3 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学科の組織

第2条 本学の学科及び学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	総 定 員
栄養健康学科	30人	60人
保 育 学 科	50人	100人

第2条の2 各学科の目的は、次のとおりとする。

(1) 栄養健康学科は食と健康に関わる専門的知識と技能を養い、健康的で人間性豊かな生活づくりを指導できる栄養士を養成することを目的とする。

(2) 保育学科は、保育・幼児教育に関する専門的知識と技能を養い、社会の多様な保育ニーズに対応できる実力と豊かな人間性を備えた保育者を養成することを目的とする。

第3章 授業科目名

第3条 本学の授業科目は、一般教育科目、専門教育科目とし、その授業科目及び単位数は別表のとおりとする。

第4章 履修方法及び課程修了認定

第4条 学生は、第1年次において一般教育科目及び専門教育科目の一部を、第2年次において専門教育科目を履修することを原則とする。

第5条 学生は、一般教育科目については、教養科目6単位以上と総合科目2単位と共に、外国語科目2単位、健康とスポーツ科目2単位を、専門教育科目については、28単位以上、合わせて62単位以上を履修取得しなければならない。

2 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め35週にわたることを原則とする。

3 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学の定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 1つの授業科目については、講義・演習・実験・実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 本学が学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認めた授業科目については、前項の規定にかかわらず学修の成果を考慮して単位数を定めるものとする。
- 4 教育職員の免許状を得ようとする者は、本条第1項の規定によるほか教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を履修取得しなければならない。
- 保育学科において取得できる免許状の種類は、幼稚園教諭二種免許とする。
- 5 栄養士免許証を得ようとする者は、本条第1項に規定するもののほか栄養士法及び同法施行規則に定める単位を履修取得しなければならない。
- 6 保育士の資格を得ようとする者は、本条第1項に規定するもののほか児童福祉法及び同法施行規則に定める単位を履修取得しなければならない。

第6条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は高等専門学校専攻科におけるその学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は単位を与える場合は、教授会の議を経るものとし、その単位数は、第14条の規定により入学した場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えないものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 各授業科目の単位認定履修方法は、教授会の議を経て学長が定める。

- 2 学習の評価については優、良、可、不可の4段階とし、可以上を合格とする。

第8条 第20条に規定する期間在学し、所定の科目及び単位を履修取得した者の卒業については教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学の学位を授与する。

第5章 入学、転入学、再入学、休学、復学、退学、転学及び除籍

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

第10条 入学資格者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年度文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度試験に合格した者による大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

第11条 入学志願者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、学長の定める手続きにより提出しなければならない。

第12条 入学志願者に対しては、選考の上合格者を決定する。

2 選考の期日及び方法については、別に学長が定める。

第13条 社会人で本学に入学を希望する者があるときは、別に学長の定める細則により選考の上合格者を決定する。

第14条 次に掲げる者で、本学に転入学又は再入学を願い出た者があるときは、選考の上合格者を決定し、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 他の短期大学又は大学に在学中の者で、本学に転入学を志願する者
- (2) 本学を退学した者で、再入学を志願する者

2 前項第1号に該当する者は、その短期大学又は大学の学長の許可書を添えて願い出なければならない。

3 第1項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第15条 前3条に規定する合格者の決定は、教授会の議を経て学長が行う。

第16条 前条の選考結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人と連署した誓約書を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続きをした者に入学の許可をする。

第16条の2 第20条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生に関する必要な事項は、別に定める。

第17条 学生が病気その他やむを得ない理由のために3カ月以上就学できないときは、学長の許可を受けて1年以内休学することができる。ただし、特別の事情があるときは、その期間を延長することがある。

2 病気による休学の場合は、医師の診断書を添えて願い出なければならない。

3 休学の期間内でもその理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

4 休学期間は、通算して2年を超えてはならない。

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

第18条 学生が退学又は転学しようとするときは、保証人連署の上学長に願い出てその許可を受けなければならない。

第19条 学生が次の各号の一に該当する場合は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第17条に規定する休学期間を超えても就学できないとき

- (2) 授業料その他の学費を滞納し、督促を受けても納付しないとき
- (3) 在学期間が修業年限の2倍の期間を超えるとき
- 2 前項第二号により除籍された者が、除籍の日から起算して2年以内に未納の授業料その他の学費を納入し、復籍を願い出た場合、学長は教授会の議を経て、これを許可することができる。

第6章 修業年限、学年、学期及び休業日

第20条 本学の修業年限は2年する。

- 2 学生の在学期間は、修業年限の2倍の期間を超えることはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、修業年限を超えて在学を希望する学生があるときは、教授会の議を経て学長が在学を認めることができる。

第21条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第22条 学年を分けて次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたるものとする。

第23条 本学の休業日を次のとおり定める。ただし、都合によっては特別に授業を行うことができる。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(2) 開学記念日 10月15日

(3) 春期休業日 3月20日から3月31日まで

(4) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで

(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月8日まで

- 2 前項第3号から第5号までの休業日は、変更することがある。

- 3 臨時の休業日は、その都度学長が定める。

第7章 入学検定料、入学金及び授業料等

第24条 入学検定料及び入学金は、次のとおりとする。

(1) 入学検定料 25,000円

(2) 入 学 金 220,000円

- 2 入学金は、別に定めがあるところにより、その全部又は一部を免除し、若しくは徴収を猶予することがある。

第25条 授業料は、年額560,000円とし、次の2期に分納する。

前 期 280,000円

後 期 280,000円

第26条 実験実習費及び施設設備費は、次のとおりとする。

(1) 実験実習費は、年額80,000円とし、次の2期に分納する。

前 期 40,000円

後 期 40,000円

(2) 施設設備費は、年額280,000円とし、次の2期に分納する。

前 期 140,000円

後期 140,000円

第27条 すでに納めた入学検定料、入学金及び授業料等はこの学則又はこれに基づく規定に特別の定めがある場合を除くほか、これを返還しない。

第28条 休学、退学、復学する者は、その学期の授業料等を徴収する。ただし、1学期を通じて休学した者に対しては、その学期の授業料等は徴収しないこととする。

第29条 停学に処せられた者もその期間の授業料等は徴収する。

第30条 成績優秀、品行方正であって経済的事由により所定の期日までに授業料等の納付が困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料等の全部又は一部を免除し、若しくはその徴収猶予又は分納を認めることがある。

第8章 職員組織及び教授会

第31条 本学に次の職員を置く。

学長

教授 准教授 講師 助教 助手

事務職員 その他

第32条 本学の重要な事項を審議するため教授会を置く。教授会は、学長、専任の教育職員をもって組織する。必要に応じてその他の職員を加えることができる。

第33条 教授会は定期に開くほか次の場合に学長が招集する。

(1) 学長が必要と認めたとき。

(2) 構成員の3分の1以上の要求があったとき。

2 臨時異常の事態が発生し、学長において招集しがたいときは、学長代行者において招集することができる。

第34条 教授会の議長には学長が当り、学長支障のあるときは学長指名の者が代行する。

第35条 教授会においては、次に掲げる事項に関して審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 前項第3号による学長が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 教員人事に関する事項のうち教員の教育研究業績の審査に関する事項

(2) 教育課程の編成及び授業に関する事項

(3) 学則及び学内諸規程に関する事項

(4) 学生の退学、転学、留学、休学、除籍に関する事項

(5) 学生の厚生補導に関する事項

(6) 学生の賞罰に関する事項

(7) 教員の研究等に関する事項

(8) その他教育研究上必要と思われる重要事項

3 教授会においては、前2項に規定するもののほか、学長及び学科長その他の教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べるができることとする。

第35条の2 教授会の運営に関し必要とする事項については、別に定める。

第9章 図書館

第36条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

第10章 委託生、科目等履修生、外国人留学生及び研究生

第37条 公共団体その他の機関より本学特定の授業科目に対し修学を委託された場合は、選考の上これを委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関する事項は、別に定める。

第38条 本学の学生以外の者で、本学所定の授業科目のうち一又は複数の授業科目の履修を志願するときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

第39条 外国人で、教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者は、当該外国公館の証明書を有する者に限り、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第40条 本学において特定の課題について研究しようとする者から願い出があったときは、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 公開講座

第41条 本学は公開講座その他を行うことがある。

第12章 寄宿舍その他付属施設

第42条 本学の寄宿舍その他付属設備に関する事項は、別に定める。

第13章 賞 罰

第43条 学業性行の特に優良な学生又は他の範となる行為のあった学生に対しては、教授会の議を経て学長が表彰する。

第44条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第14章 補 則

第45条 第16条に規定する誓約書記載の保証人は、入学者の在学中の一切の事項につき、その責めに任ずるものとする。

2 保証人に異動があったとき、又は保証人の住所に変更があったときは、その旨を届け出なければならない。

第46条 その他学長が必要と認めた事項については、教授会の議を経て定めることができる。

2 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
ただし、平成元年度以前に入学した学生については従来の学則を適用する。

附 則

この学則は公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。
ただし、平成2年度以前に入学した学生については従来の学則を適用する。

附 則

この学則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
ただし、平成3年度以前に入学した学生については従来の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。
ただし、平成4年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。
ただし、平成5年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。
ただし、平成6年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。
ただし、平成7年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第25条及び第26条第一号の規定は、平成9年度の入学生から適用し、平成8年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第26条第一号の規定は、平成10年度の入学生から適用し、平成9年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第24条第一号の規定は、平成11年度入学試験から適用する。
- 2 改正後の第3条別表(第1から第4まで)、第24条第二号、第25条及び第26条第二号の規定は、平成11年度の入学生から適用し、平成10年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条別表(第1から第4まで)、及び第25条並びに第26条第二号の規定は、平成12年度の入学生から適用し、平成11年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正前の学則による下関女子短期大学生生活科学科生活科学専攻・食物栄養専攻、保育科及び音楽科は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科・専攻に在学する学生が、当該学科・専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項に規定する学生については、その学生が入学した年度の下関女子短期大学の学則を適用ものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年11月12日から施行する。
- 2 改正後の別表(第1及び第2)は平成16年度入学者から適用し、平成15年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年度入学生から適用する。
- 2 平成20年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(第1及び第2)は、平成23年度の入学者から適用し、平成22年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。